

厚生委員会情報連絡

令和3年7月1日

情報連絡事項	頁
1 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業の 令和2年度実施結果について	2
2 令和2年度こころといのちの相談支援事業及び 令和3年度の取組み方針について	3
3 足立区公衆浴場法施行条例及び足立区旅館業法施行条例の 改正に関するパブリックコメントの実施について	11

【参考】《子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告事項》

※資料は、子ども・子育て支援対策調査特別委員会（衛生部）の報告資料にあり

- 1 令和2年度「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAP）」
の活動状況について

(衛 生 部)

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法												
<p>1 子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業の令和2年度実施結果について</p> <p>所管課 【こころとからだの健康づくり課】</p>	<p>子どもの健康を守る卒煙チャレンジ支援事業の令和2年度実施結果を報告する。</p> <p>1 事業概要 18歳未満の子どもと同居する保護者（妊婦およびそのパートナーを含む）で禁煙を希望する方を対象に、健康保険適用の禁煙外来治療における自己負担分の費用（上限2万円）を助成する。</p> <p>2 対象医療機関 76か所の区内禁煙外来医療機関</p> <p>3 実績</p> <table border="1" data-bbox="491 987 1125 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>合計</th> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込者</td> <td>54名</td> <td>42名</td> <td>12名</td> </tr> <tr> <td>治療終了者※</td> <td>28名</td> <td>21名</td> <td>7名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和3年3月31日までに治療が終了し、かつ、助成金の交付申請があった者</p> <p>4 今後の方針 令和3年度より、区ホームページからオンラインでの申請ができるように変更した。 引き続き、妊娠届出時面接、ホームページ、A-メール、SNS等での啓発により申込者を増やすとともに、治療終了していただけるよう、電話で治療状況の確認や受診勧奨等を行っていく。</p>		合計	男性	女性	申込者	54名	42名	12名	治療終了者※	28名	21名	7名		<p>区広報紙、区ホームページ、チラシ、A-メール、SNS等</p>
	合計	男性	女性												
申込者	54名	42名	12名												
治療終了者※	28名	21名	7名												

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
<p>2 令和2年度 ころといのちの相談支援 事業及び令和 3年度の取組 方針につい て</p> <p>所管課 【ころとから だの健康づく り課】</p>	<p>令和2年足立区自殺者数及び令和2 年度ころといのちの相談支援事業に おける主な取組み結果について報告す る。</p> <p>1 足立区自殺者数の現状 令和2年の区自殺者数は、112人 (男性71人、女性41人)で前年125 人より13人減少した(人口動態統 計)。自殺者が急増した平成10年と 比べると、区は42.0%の減で、国や 都を上回っている(国38.8%減、東 京都29.9%減ともに令和元年比)。 前年と比べて男性は減少、女性は 横ばいであるが、性別・年齢別では、 20～30歳代男性の増加がみられた。 職業別では、無職者が減少し、被雇 用・勤め人が増加している。</p> <p>【P8～9 別紙1参照】</p> <p>2 当事者に対する支援 (1) インターネット・ゲートキーパ ー事業 広告表示回数、新規相談者数は 横ばい傾向であるが、広告クリッ ク数は増加している。相談者の内 訳は、10～30歳代の若年者が97 人(84.3%)、女性が93人(80.9%) である。 広告表示回数：115,798回 広告クリック数：7,751回 新規相談者数：115人 〈前年度 表示回数：111,898回 クリック数：6,305回 相談者数 ：115人〉</p> <p>【P10 別紙2参照】</p>	<p>H30年4月開始</p>	<p>グーグル検索 窓</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件 名	内 容	日時及び場所	PRの方法
	<p>(2) 雇用・生活・こころと法律の総合相談会におけるこころの相談ブース 29日間の開催のうち、6月の6日間は緊急事態宣言直後のため、電話相談会として、その後は対面相談として実施した。 相談人数：62人（うち自殺念慮者9人） 〈前年度 相談人数：88人（うち自殺念慮者14人）〉</p> <p>(3) 遺族支援 分かちあいの会「とまり木」 4～5月は緊急事態宣言により中止となり、10回の開催であったが、延べ人数は横ばいであった。 参加者：実12人、延べ16人 〈前年度 参加者：実12人、延べ16人〉</p> <p>3 関係機関とのネットワーク構築</p> <p>(1) こころといのちの相談支援ネットワーク会議 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催にて実施 送付機関数：庁外32機関 庁内22課 〈前年度 会議出席機関数：庁外27機関、庁内21課〉</p>	<p>6月、9月、11月、1月、3月 東京芸術センター会議室等</p> <p>毎月第一金曜日 18:30～20:30 エル・ソフィア</p> <p>7/20</p>	<p>区広報、チラシ、ポスター掲示、ホームページ等</p> <p>区広報、チラシ、ホームページ等</p> <p>個別通知</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
	<p>(2) つなぐシート連携状況：335件 研修にて周知を図り、前年度と ほぼ横ばいを維持した。つなぐシ ートの利用者のうち自死に至った ケースは0件であった。 〈前年度：342件、自死に至っ たケース1件〉</p> <p>4 人材育成 ゲートキーパー研修 コロナ禍において「気づき」のた めの人材拡大を目指して、初級研 修を重視し、初級3回・中級1回を 受講人数を制限しながら実施した。</p> <p>【初級】 対象：区職員、民生・児童委員、 相談支援に携わる関係者 参加人数：208人 〈前年度：155人〉</p> <p>【中級】 対象：区職員 参加人数：84人 〈前年度：83人〉</p> <p>【教員向けゲートキーパー研修】 対象：小・中学校の教職員 参加人数：134人 〈前年度：305人〉</p>	<p>R2年4月～R3 年3月</p> <p>① 9/25 PM ② 10/30 PM ③ 12/22 PM 庁舎ホール</p> <p>12/2 PM 庁舎ホール</p> <p>11/9 PM エル・ソフィア</p>	<p>ゲートキー パー研修等</p> <p>個別通知 チラシ等</p> <p>個別通知</p> <p>個別通知</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
	<p>【出張ゲートキーパー研修】 対象：マッチングクリエイター、配食サービス事業者、私立保育園長、中学校PTA関係者、生活支援サポーター等 参加人数：270人（計8回） 〈前年度：504人（計12回）〉</p> <p>5 啓発 （1）若年者向けの取組み 特別授業 SOS の出し方教育 「自分を大切にしよう」 4～5月の休校期間の影響により人数は減少したが、若年者の自殺増加の報道を受け、高校2校でも実施した。 実施校数及び受講者数： 小学校 25校、2,287人 中学校 8校、1,263人 高校 2校、334人 計 35校、3,884人 ＊上記のうち8校は保健師が授業を実施 〈前年度：43校（小34校、中9校） 5,217人〉</p> <p>（2）自殺対策強化月間(9月、3月)の取組み 経済・雇用部署との連携を強化し、ハローワーク、商工会議所等に一般向け啓発ティッシュを新規に設置した(年間配布数1,700個)。 ア パネル展示：全図書館、本庁舎アトリウム イ 懸垂幕・横断幕掲出：本庁舎、本庁舎アトリウム</p>	<p>7/1 PM 8/25 AM 9/11 AM 等</p> <p>R2年6月～R3年3月</p> <p>9月、3月</p>	<p>個別通知 チラシ等</p> <p>校長会等</p> <p>区広報、A-メール、ポスター、ホームページ等</p>

厚生委員会情報連絡一覧表

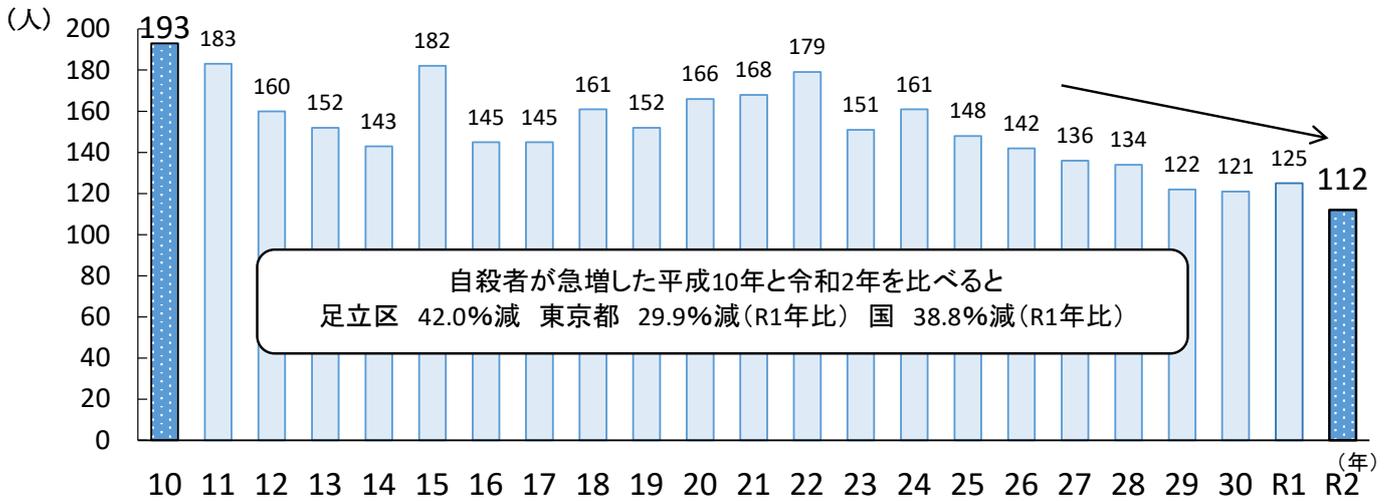
令和3年7月1日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
	<p>ウ ビュー坊テレビ：啓発画像放映</p> <p>エ ポスター掲示：庁内、バス車内、駅、医療機関、浴場等 約 1,200 ヲ所</p> <p>オ あだち広報 8/25 号、2/25 号</p> <p>(3) 女性向け相談カードの設置 中央図書館の女性トイレに新規に設置。庁舎窓口、庁舎内女性トイレ、エル・ソフィア、スーパーベルクス等、女性の手に取りやすい箇所に、継続的に設置した。 年間配布枚数：12,000 枚 〈前年度：12,000 枚〉</p> <p>(4) 高齢者向け相談カードの設置 区内 64 郵便局に新規に設置。区内医療機関、薬剤師会薬局、関係機関等、高齢者が立ち寄りやすい箇所に、継続的に設置した。 年間配布枚数：50,000 枚 〈前年度：31,000 枚〉</p> <p>6 令和3年度の取組み方針 コロナ禍で他人との接点が減って孤立化の深まりや自殺リスクの高まりが懸念される。令和3年度はコロナ禍で孤立した方への支援を軸に、以下の重点対象ごとに、各相談窓口との連携を強化していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経済・雇用問題を抱えて孤立した男性 ②家庭・経済・雇用問題を抱えて孤立した女性 ③孤立した高齢者 ④生きづらさを抱えた若年者 	<p>R2年4月～R3年3月</p> <p>R2年4月～R3年3月</p>	<p>会議や研修等で周知・配布</p> <p>会議や研修等で周知・配布</p>

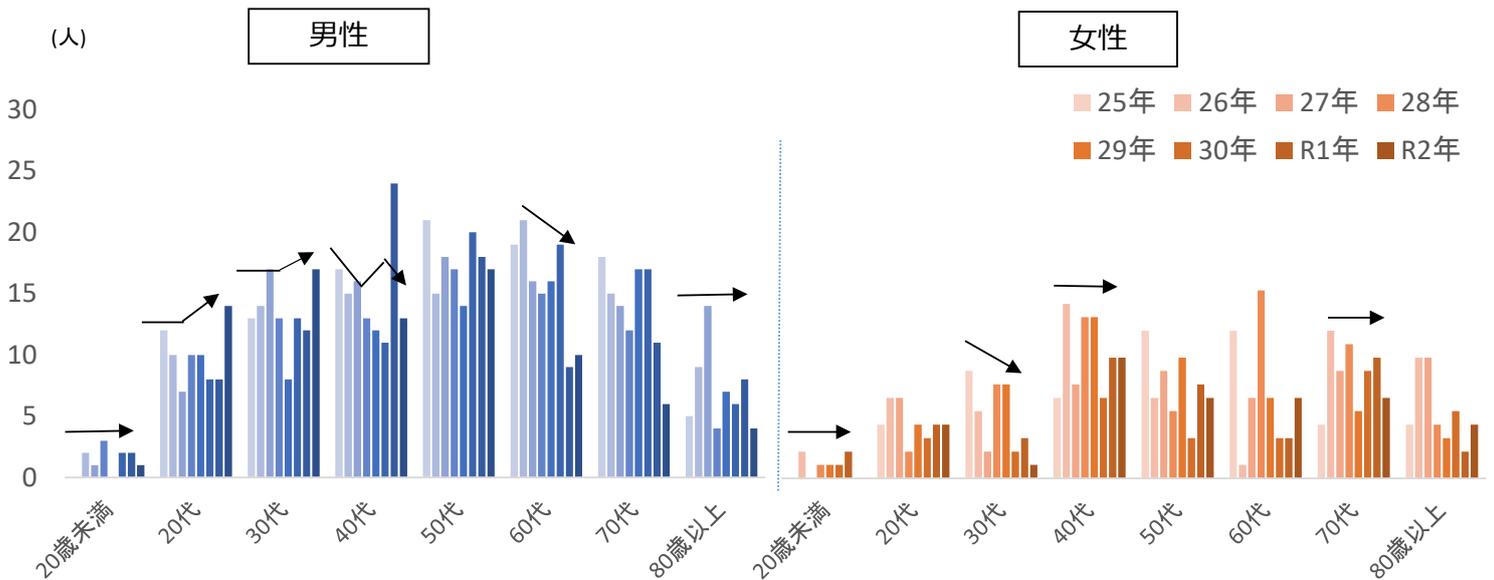
【 足立区自殺者の現状 】

別紙1

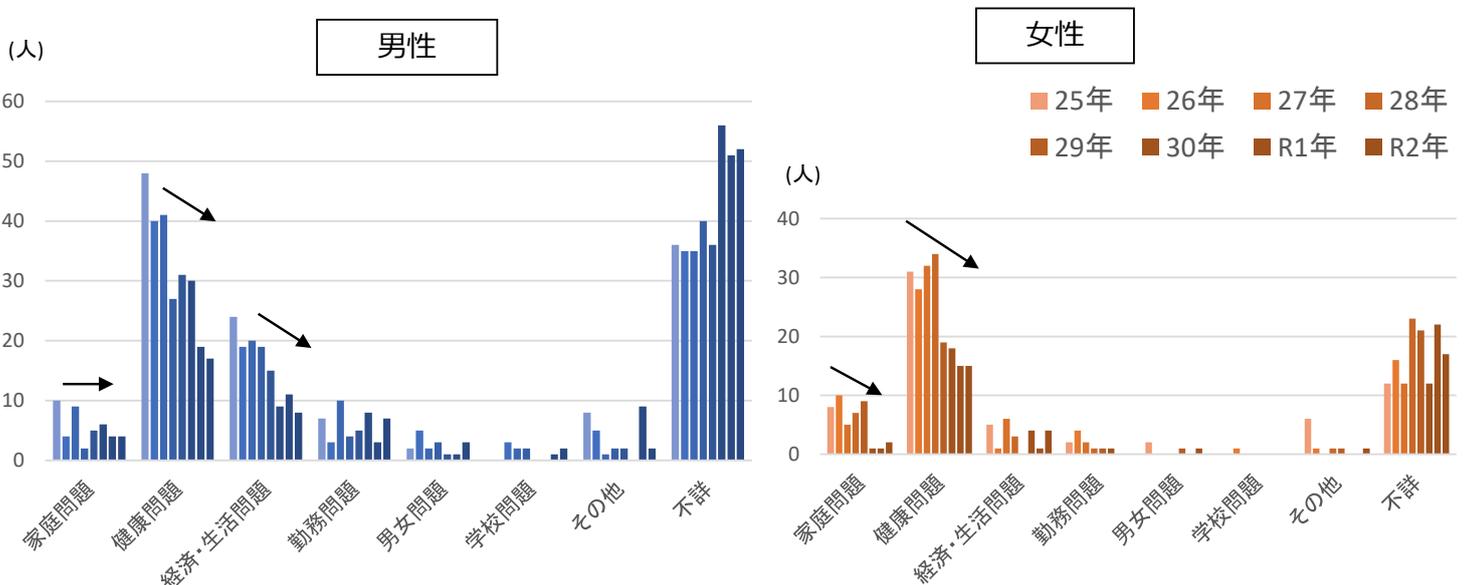
①足立区自殺者数の推移【H10-R2】（人口動態統計）※R2年は暫定値



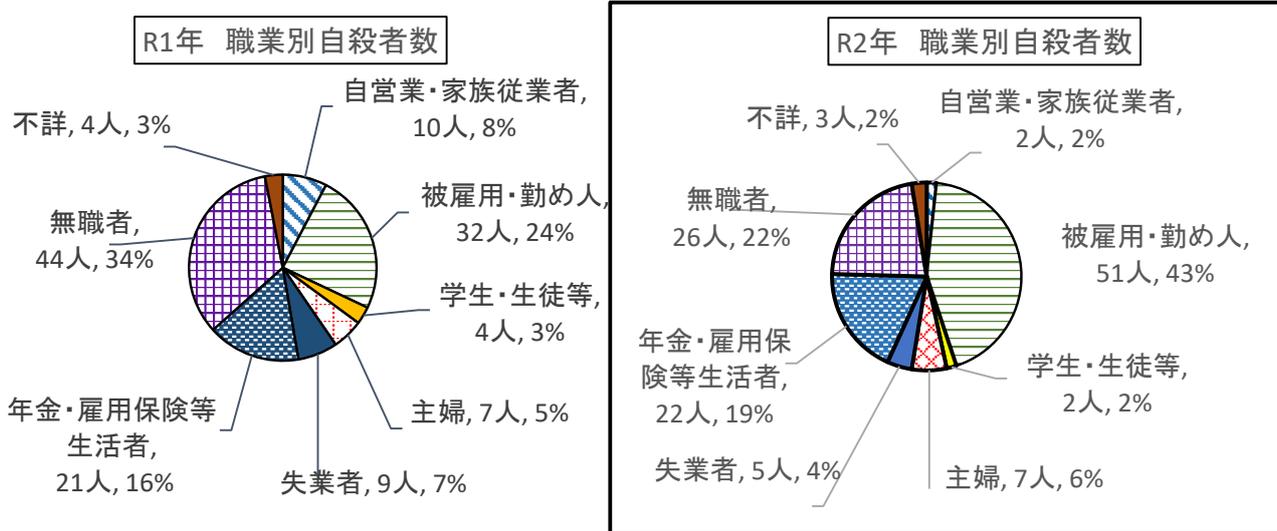
②足立区男女別自殺者の推移【H25-R2】（警察庁自殺統計）



③足立区原因・動機別自殺者数【H25-R2】（警察庁自殺統計）

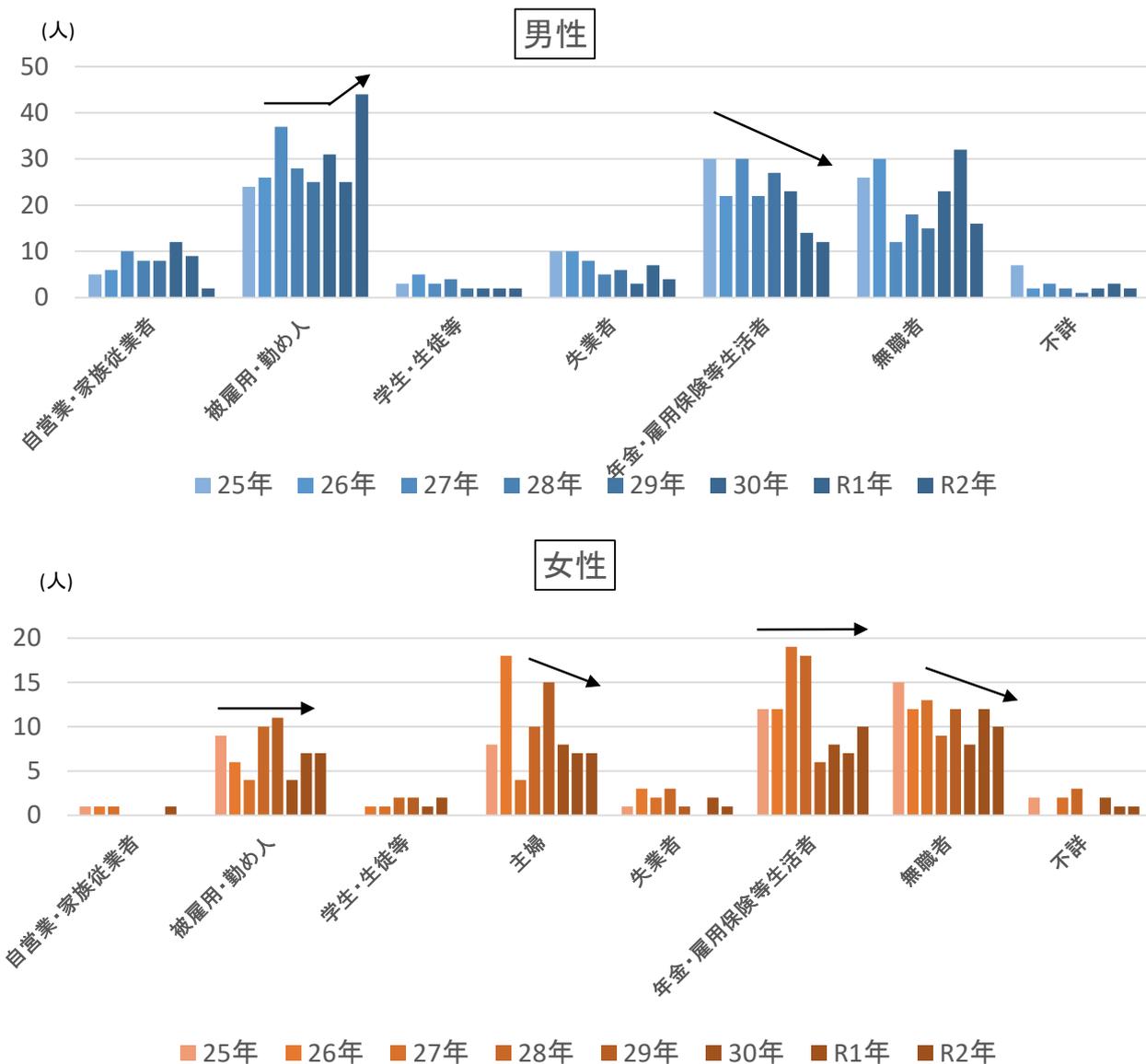


④足立区職業別自殺者数【R1・R2年比較】（警察庁自殺統計）



被雇用・勤め人が増加。R1年24%→R2年43%
無職者が減少。R1年34%→R2年22%

⑤足立区職業別自殺者数の推移【H25-R1】（警察庁自殺統計）



インターネット・ゲートキーパー事業

1 事業内容

インターネットで自殺に関連するキーワード（死にたい・自殺方法等 330 語句）を検索した方に相談を促す広告を表示して、メール相談に誘導。メール相談から現実の相談（電話・面談・他機関との連携等）につなぎ、自殺を未然に防止する。

電話相談につながりにくい孤立した若者等を対象としている（平成 30 年 4 月より開始）。

① スマホで自殺に関する語句「死にたい、消えたい、自殺方法等」を検索

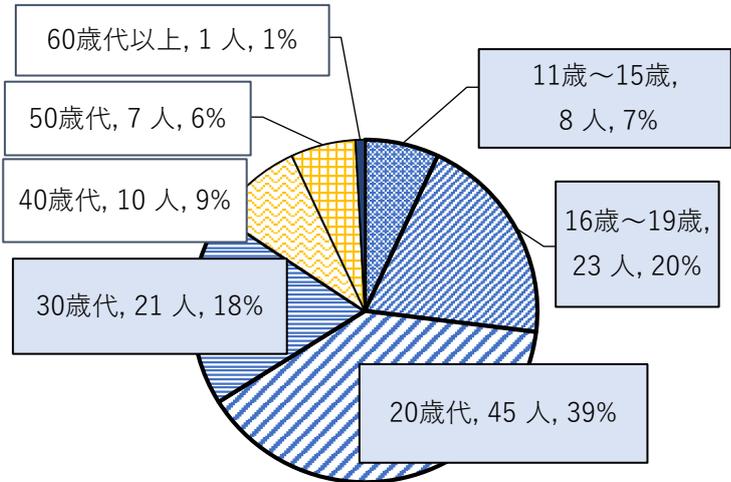
② 【画面表示・見本】



2 実施状況

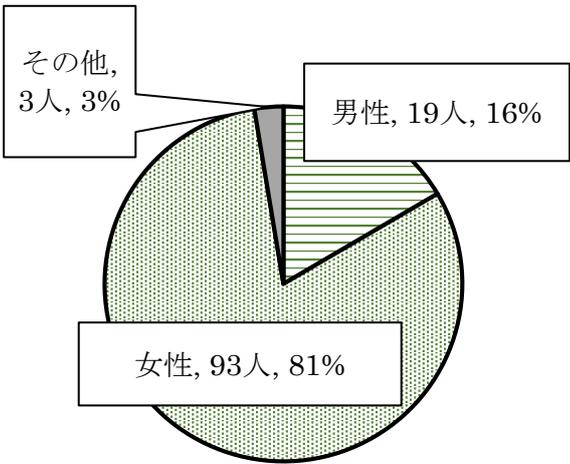
	広告表示回数	広告クリック数	相談者数
令和 2 年度	115,798	7,751	115
令和元年度	111,898	6,305	115

令和2年度 年齢別相談者



若年者(10～30歳代) 97人 84.3%
 <前年度 89人 77.4%>

令和2年度 男女別相談者



女性相談者 93人 80.9%
 <前年度 76人 66.1%>

厚生委員会情報連絡一覧表

令和3年7月1日

件名	内容	日時	PRの方法												
<p>3 足立区公衆浴場法施行条例及び足立区旅館業法施行条例の改正に関するパブリックコメントの実施について</p> <p>所管課 【生活衛生課】</p>	<p>国は、令和元年9月に、入浴施設のレジオネラ症対策のために、公衆浴場及び旅館業の衛生管理要領を改正した。さらに令和2年12月に、混浴に関するトラブル等の防止のため、混浴の年齢制限を引下げる改正を行った。</p> <p>については、足立区公衆浴場法施行条例及び足立区旅館業法施行条例の改正に向けて、区民の多様な意見を反映させるためにパブリックコメントを実施する。</p> <p>1 国の公衆浴場及び旅館業の衛生管理要領の主な改正内容 P12 別紙3参照</p> <p>2 パブリックコメントの主な意見募集内容</p> <table border="1" data-bbox="480 1144 1007 1637"> <thead> <tr> <th></th> <th>公衆浴場条例</th> <th>旅館業条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レジオネラ対策の強化</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>混浴制限年齢の引下げ</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項の追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 パブリックコメントの受付方法</p> <p>(1) 担当課窓口への直接持参 (2) 郵便、ファクシミリ (3) 区のホームページの意見受付フォームへの入力</p> <p>4 条例改正の時期 令和4年1月1日公布(予定) 令和4年4月1日施行(予定)</p>		公衆浴場条例	旅館業条例	レジオネラ対策の強化	○	○	混浴制限年齢の引下げ	○	/	緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項の追加	/	○	<p>令和3年 8月2日(月) ～8月31日 (火)</p>	<p>区広報紙</p>
	公衆浴場条例	旅館業条例													
レジオネラ対策の強化	○	○													
混浴制限年齢の引下げ	○	/													
緊急時における迅速な駆けつけ対応等営業者の遵守事項の追加	/	○													

改正後	改正前
<p>II 施設設備</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>4 浴室</p> <p>(14) <u>気泡発生装置等を設置する場合には、連日使用している浴槽水を用いる構造でないこと。また、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないような構造であること。</u></p> <p>(22) <u>調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。</u></p> <p>6 給水、給湯設備</p> <p>(2) <u>貯湯槽は、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60° C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55° C以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p>III 衛生管理</p> <p>5 浴室の管理</p> <p>(5) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 <u>0.4mg/L</u> 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 <u>1mg/L</u> を超えないよう努めること。<u>結合塩素のモノクロラミンの場合には、3mg/L 程度を保つこと。</u>また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね <u>7歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>	<p>II 施設設備</p> <p>第1 一般公衆浴場</p> <p>4 浴室</p> <p>(14) <u>浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。</u></p> <p>6 給水、給湯設備</p> <p>(2) <u>原湯を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60° C以上に保ち、かつ、最大使用時においても55° C以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。それにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。</u></p> <p>III 衛生管理</p> <p>5 浴室の管理</p> <p>(5) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常 <u>0.2ないしは0.4mg/L</u> 程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大 <u>1.0mg/L</u> を超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。</p> <p>9 入浴者に対する制限</p> <p>(1) おおむね <u>10歳</u>以上の男女を混浴させないこと。</p>